

島根県保全松林健全化整備事業実施要領

最終改正 令和4年4月1日森第14号

第1 趣旨

国土の保全、良好な生活環境の形成等公益的機能が高い松林において、松くい虫被害の抑止及び公益的機能の高度発揮に必要な林分構造に改善していくための施業を実施し、良好な生活環境、風致景観等を創出する松林の整備を図る。

第2 事業の実施方針

保全松林健全化整備事業は、高度公益機能森林等及び地区保全森林等において、公益的機能の高い健全な松林の整備を行うものとする。

第3 事業の内容及び対象経費

保全松林健全化整備事業の防除方法、事業の内容及び補助対象経費の内容については、別表のとおりとする。

第4 補助金額の算定

補助金額の算定は、標準事業費（県が別に定める標準単価に事業量を乗じて求められた額）と実行経費のいずれか低い額に補助率を乗じて求められた額とする。

第5 経費の負担

前第3の事業を実施する者は、県が交付する補助金と事業費の差額を負担しなければならない。

第6 事業計画書の提出

前第3の事業を実施する者は、別に定める事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

第7 設計審査

補助事業者は、実施設計書を作成したときは速やかに提出し、審査を受けるものとする。

第8 薬剤の使用基準

前第3の事業において使用する薬剤は、知事が別に定める場合のほか、次によるものとする。

- (1) 薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とする。
- (2) 薬剤の散布量は、農薬登録において定められた使用量に基づき病害虫等の種類又は被害量の状況等に応じて調節すること。

第9 書類等の提出先

事業実施にあたり、補助事業者が提出する書類は、所轄の支庁長又は農林水産振興センター所長に提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

別 表

防 除 方 法		事 業 の 内 容 及 び 補 助 対 象 経 費
衛生伐	不用木等の除去・処理	不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費とする。
	衛生伐作業路	衛生伐作業路の開設に要する経費とする。